

船舶事故調査報告書

令和元年10月16日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 佐藤 雄二（部会長）
 委員 田村 兼吉
 委員 岡本 満喜子

事故種類	衝突
発生日時	平成30年11月1日 07時05分ごろ
発生場所	北海道釧路市釧路港外港 開発局釧路港西港区島防波堤西灯台から真方位205° 860m付近 （概位 北緯42° 58.4′ 東経144° 17.1′）
事故の概要	漁船第61孝丸は、漂泊中、また、漁船長福丸は、南南東進中、両船が衝突した。 第61孝丸は、右舷中央部外板に亀裂を生じて沈没し、また、長福丸は、船首部外板に擦過傷を生じた。
事故調査の経過	平成30年11月9日、本事故の調査を担当する主管調査官（函館事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A 漁船 第61孝丸、7.9トン HK2-18699（漁船登録番号）、個人所有 13.40m (Lr) × 3.01m × 1.32m、FRP ディーゼル機関、355kW（動力漁船登録票による）、昭和54年4月 B 漁船 長福丸、7.9トン HK2-20300（漁船登録番号）、個人所有 13.19m (Lr) × 3.33m × 1.23m、FRP ディーゼル機関、435kW（動力漁船登録票による）、平成3年8月
乗組員等に関する情報	A 船長A 男性 69歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成10年8月28日 免許証交付日 平成30年8月27日 （令和5年8月27日まで有効） B 船長B 男性 64歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和52年5月13日 免許証交付日 平成30年2月20日

	(令和5年3月31日まで有効)
死傷者等	なし
損傷	A 右舷中央部外板に亀裂、沈没（全損） B 船首部外板に擦過傷
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北、風力 3、視界 良好 海象：海上 平穏
事故の経過	<p>A船は、船長Aほか4人が乗り組み、平成30年11月1日05時00分ごろ、ししやもこぎ網漁の目的で釧路港東区副港を出港し、釧路港西区の島防波堤の沖側の漁場（以下「本件漁場」という。）において06時45分ごろ2回目の操業を開始し、06時57分ごろ投網を終えて漂泊した。</p> <p>A船は、揚網の準備作業を開始し、船長Aが後部甲板での作業を終えてから左舷側の通路を通って操舵室に向かう途中、船橋構造物の隙間から右舷正横至近に迫ったB船を視認したものの、どうすることもできず、07時05分ごろ、A船の右舷中央部とB船の右舷船首部とが衝突した。</p> <p>A船は、右舷中央部外板に亀裂を生じて機関室に浸水し、A船の乗組員全員がB船に乗り移った後、船体が右舷側に傾斜して沈没した。</p> <p>B船は、船長Bほか4人が乗り組み、05時15分ごろ、ししやもこぎ網漁の目的で釧路港東区副港を出港し、釧路市阿寒川河口付近の漁場での操業を終え、本件漁場に向かった。</p> <p>B船は、船長Bが操舵室右舷側に立って手動操舵で操船に当たり、針路を島防波堤南南西方付近に向く真方位159°に定め、約10ノットの対地速力で、操舵室左舷側に設置された魚群探知機を作動させて、その画面に注意を向けながら、目視で前方の見張りを行って航行した。</p> <p>B船は、島防波堤西端の南南西方沖を航行中、船長Bが、突然衝撃を感じ、A船と衝突したことに気付いた。</p> <p>船長Bは、漁業無線で僚船に本事故の発生を知らせ、僚船が漁業協同組合に連絡した後、同組合が海上保安部に通報した。</p> <p>(付図1 事故発生経過概略図 参照)</p>
その他の事項	<p>船長Aは本事故時、本件漁場ではあまりししやもが獲れないので、ししやも漁をしに来る船はいないだろうと、揚網の準備作業に意識を向けていたので、接近するB船に気付くのが遅れたと本事故後に思った。</p> <p>船長A以外のA船の乗組員は、本事故時、前部甲板で下を向いて漁獲物等の整理作業を行っており、接近するB船に気付かなかった。</p> <p>船長Bは、本事故時、魚群探知機の画面に意識を向けていたので、前路で漂泊中のA船に気付かなかったのではないかと本事故後に思った。</p>

	<p>船長B以外のB船の乗組員は、本事故時、前部甲板で下を向いて漁獲物等の整理作業を行っており、前路で漂流中のA船に気付かなかった。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析</p>	<p>A あり、B あり A なし、B なし A なし、B なし</p> <p>A船は、本件漁場において漂流中、船長Aが、揚網の準備作業に意識を向けて漂流を続けたことから、接近するB船に気付くのが遅れ、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、本件漁場において南南東進中、船長Bが、魚群探知機の画面に意識を向け、同じ針路及び速力で航行を続けたことから、前路で漂流しているA船に気付かずにA船と衝突したものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、本件漁場において、A船が漂流中、B船が南南東進中、船長Aが、揚網の準備作業に意識を向けて漂流を続け、また、船長Bが、魚群探知機の画面に意識を向け、同じ針路及び速力で航行を続けたため、両船が衝突したものと考えられる。</p>
<p>再発防止策</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・航行中はもとより漂流中であっても、目視、レーダー等により常時適切な見張りを行い、接近する他船を認めた場合には、余裕がある時機に衝突を避けるための措置を講じること。

付図1 事故発生経過概略図

